

平成二十三年厚生労働省令第九十八号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するた  
めの手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための  
手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十  
号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、平成二十二年四月以降におい  
て発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施  
行規則等の臨時特例に関する省令を次のように定める。

（健康保険法施行規則の特例）

**第一条** 健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法（大正十一年法律第七十  
号）第二百六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を  
貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者に限り、同法第三条第二項ただし書の規  
定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者又は同法第  
百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）を含む。）及び  
その被扶養者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下  
「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して  
生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平  
成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交  
付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日ま  
での間にある者に限る。）に係る健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十四  
条第二項第一号に規定する収入の額は、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）  
第五十五条の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該  
療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）」とあるのは、  
「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同  
条の規定にかかわらず、当該額とする。

2 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するた  
めの手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百  
四十四号。以下「特例政令」という。）第一条第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げ  
る規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法施行令第四十四条次の第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において  
第二項において準用する同令各号平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因  
第四十三條の三第一項及び第二項に掲げて生じた事態に対処するための手当金等についての健康保  
険二項（特例政令第一条第四項の法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二  
百四十四号。以下この項において「特例政令」という。）第一条第  
四項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（以下  
この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」と  
いう。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日  
において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者で  
ある者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日  
雇特例被保険者等

|              |    |  |
|--------------|----|--|
| 次条特例政令第一条第九項 | 第一 | 船員保険法施行令（昭和二十次）の健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、<br>八年政令第二百四十号）第十各号基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され |
|--------------|----|--|

二条第一項及び第二項（特例に掲げた口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等につ  
政令第二条第二項の規定によ  
り読み替えられる場合を含む。者  
以下同じ。）

国家公務員共済組合法施行令次の健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、  
（昭和三十三年政令第二百七十七号）基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され  
第一項及び第二項（特例政令第  
三項及び第二項（特例政令第  
三項第三項の規定により読み  
替えられる場合を含む。以下  
同じ。）

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年各号）基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され  
政令第三百六十八号）第十七に  
掲げた口蹄疫に起因して生じた  
事態に対処するための手当金等  
の六の五第一項（特例政令  
第四条第二項の規定により読  
み替えられる場合を含む。以  
下同じ。）

地方公務員等共済組合法施行令次の健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、  
令（昭和三十三年政令第三百  
五十二号）第二十三條の三の  
七第一項及び第二項（特例  
政令第五條第二項の規定によ  
り読み替えられる場合を含む。  
以下同じ。）

私立学校教職員共済法施行令次の健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、  
（昭和二十八年政令第四百二  
十五号）第六條において準用す  
る国家公務員共済組合法施行  
令第一条の三の六の三第一  
項及び第二項（特例政令第六  
条第二項の規定により読み替

|   |   |
|---|---|
| 健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、<br>基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され<br>口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等につ<br>いての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十<br>三年政令第二百四十四号）第六條第二項に規定する口蹄疫特<br>例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例<br>措置対象私学共済加入者」という。）である者にあつては次の各<br>号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私 | 健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、<br>基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認され<br>口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等につ<br>いての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十<br>三年政令第二百四十四号）第五條第二項に規定する口蹄疫特<br>例措置対象地共済組合員（以下この項において「口蹄疫特例措<br>置対象地共済組合員」という。）である者にあつては次の各号に<br>掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象地共<br>済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該<br>口蹄疫特例措置対象地共済組合員 |
|---|---|

えられる場合を含む。以下同  
じ。)

国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)健康基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された第二十九条の四の三第一項及び保険た口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について第三項(特例政令第七号)の世帯の健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第七号第三項に規定する口蹄疫特例等と措置対象国保被保険者(以下この項及び第三項において「口蹄疫特例措置対象国保被保険者」という。)である者

国民健康保険法施行令第四十三号の二第五項に規定する者であつて、健康基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び

3 特例政令第一条第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の三第一項(特例政令第八号第四項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。)の規定を準用する場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「健康保険法施行令第四十三号の二第七項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第八号第二項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

第二条 船員保険の被保険者及びその被扶養者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にあつる者に限る。)に係る船員保険法施行令第三条第二項第一号に規定する収入の額は、船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十六号の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

2 特例政令第二条第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

健康保険法施行令次の船員保険法施行令第十一号第四項に規定する者であつて、基準日において第四十三号の三第各号で平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第三項三項の規定により読み替へられる場合を含む。以下同じ。

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)健康基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された第二十九条の四の三第一項及び保険た口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について第三項(特例政令第七号)の世帯の健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第七号第三項に規定する口蹄疫特例等と措置対象国保被保険者(以下この項及び第三項において「口蹄疫特例措置対象国保被保険者」という。)である者</p>   | <p>国民健康保険法施行令第四十三号の二第五項に規定する者であつて、健康基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び</p>  | <p>学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者</p> |
| <p>3 特例政令第一条第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の三第一項(特例政令第八号第四項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。)の規定を準用する場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「健康保険法施行令第四十三号の二第七項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第八号第二項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替へるものとする。</p> | <p>国民健康保険法施行令第十一号第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第三号第三項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者(同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。)である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員</p> | <p>被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者</p>        |
| <p>第二条 船員保険の被保険者及びその被扶養者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にあつる者に限る。)に係る船員保険法施行令第三条第二項第一号に規定する収入の額は、船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十六号の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは、「平成二十一年」と読み替へるものとする。</p>  | <p>地方公務員等共済組次の各号で平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第五号第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員(以下この項において「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員</p>                            | <p>被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者</p>        |
| <p>2 特例政令第二条第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>  | <p>私立学校教職員共済組次の各号で平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第六号第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者(以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」という。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者</p>                       | <p>被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者</p>        |
| <p>健康保険法施行令次の船員保険法施行令第十一号第四項に規定する者であつて、基準日において第四十三号の三第各号で平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第三項三項の規定により読み替へられる場合を含む。以下同じ。</p>  | <p>私立学校教職員共済組次の各号で平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第六号第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者(以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」という。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者</p>                       | <p>被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者</p>        |



私立学校教職員の国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日  
員共済法施行各号において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じ  
令第六条において掲げた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に  
いて準用する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第六条第二項に規定する口蹄疫特  
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項及び第二項  
例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済  
加入者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日にお  
いて当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の  
各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者

3 特例政令第七條第五項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一  
項の規定を準用する場合においては、同項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「国民健康保  
険法施行令第二十九條の四の二第七項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月  
以降に発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について  
の健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第八條第二  
項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものと  
する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の特例）

4 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当  
金等の交付を受けていない者であつて、その属する世帯の他の世帯員である被保険者（その属す  
る世帯に他の被保険者がいない場合にあつては、その属する世帯の他の世帯員である七十歳以上  
七十五歳未満の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七條第三項に  
規定する加入者）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該他の被保険  
者又は当該加入者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の八月一日から  
翌々年の七月三十一日までの間にある者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第  
三項第一号に規定する収入の額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生  
労働省令第二十九号）第三十一條の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日  
の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつて  
は、前々年）」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定さ  
れる額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

2 特例政令第八條第六項の規定により同表の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合にお  
いては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる  
字句に読み替えるものとする。

|  |  |
|--|--|
| 健康保険法施行令第四十三各号あつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄<br>疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令第三<br>項に規定する口蹄疫特例措置対象健康被保険者（以下この項において「口蹄疫<br>特例措置対象健康被保険者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象健康被保険者の被扶養者であ<br>る者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健康被保険者     | 健康保険法施行令第四十三各号あつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄<br>疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令第三<br>項に規定する口蹄疫特例措置対象健康被保険者（以下この項において「口蹄疫<br>特例措置対象健康被保険者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象健康被保険者の被扶養者であ<br>る者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健康被保険者     |
| 健康保険法施行令第四十四各号あつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄<br>疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令<br>第三項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫<br>特例措置対象私学共済加入者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者<br>である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者 | 健康保険法施行令第四十四各号あつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄<br>疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令<br>第三項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫<br>特例措置対象私学共済加入者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者<br>である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者 |

条の三第一項及び第二項  
日雇特例被保険者等（以下この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保  
険者等」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日  
において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者である者にあつては  
次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等

船員保険法施行令第十二條各号あつて、基準日において平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄  
疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令  
第一項及び第二項  
者  
に掲げる口蹄疫特例措置対象船員被保険者（同令第三條第三項に規定する口  
蹄疫特例措置対象国共済組合員及び同令第五條第二項に規定する口蹄疫特例  
措置対象地共済組合員を除く。以下この項において「特定口蹄疫特例措置対象  
被保険者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準  
日において特定口蹄疫特例措置対象船員被保険者の被扶養者である者にあつて  
は次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船員被保険者

国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項及び第二項  
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第四項に規定する者であ  
る者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員（同令第四條第二項に規定する口  
蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。）である者にあつては次の各号に掲げる当  
該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員の被扶養者（同  
令第四條第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。）  
である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員

防衛省の職員次  
給付等に関する法律施行令第十七條の二  
に掲げる口蹄疫特例措置対象自衛官等である次の各号に掲げる者  
に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等である次の各号に掲げる者

|   |   |
|---|---|
| 地方公務員等次<br>共済組合法施行令第二十三<br>項<br>に掲げる口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「口蹄疫特<br>例措置対象地共済組合員」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者<br>である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員  | 地方公務員等次<br>共済組合法施行令第二十三<br>項<br>に掲げる口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「口蹄疫特<br>例措置対象地共済組合員」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者<br>である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員  |
| 私立学校教職<br>員共済法施行令第六條にお<br>いて準用する<br>令第十一條の<br>三の六の三第<br>一項及び第二<br>項<br>に掲げる口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫<br>特例措置対象私学共済加入者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養<br>者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者 | 私立学校教職<br>員共済法施行令第六條にお<br>いて準用する<br>令第十一條の<br>三の六の三第<br>一項及び第二<br>項<br>に掲げる口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫<br>特例措置対象私学共済加入者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる<br>当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養<br>者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者 |



---

(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の特例に関する経過措置)  
第六條 第八條の規定は、平成二十二年以後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則  
第四條第二項及び第五條第一項に規定する所得の額の算定について適用する。

---